

① 主な事業内容



》事業のご案内

■ 預金業務

皆様の様々な貯蓄目的や、生活設計に合わせた商品やサービスの提供を行っております。計画に合わせた無理のない範囲で貯蓄ができる定期積金は、毎月ご家庭や職場に集金にお伺いいたしますのでたいへん便利です。さらに年金受給者の皆様には、通常よりも優遇された金利の高い商品も取り扱っております。

■ 融資業務

地域の皆様に安定した資金を提供するため各種の融資制度がございます。また、豊かな家庭生活の設計や個人の目的に応じた各種のローンも取り揃えております。

■ 為替業務

国内の為替業務はもとより、貿易・貿易外送金、外貨両替の取扱いのほか、外貨預金、外貨による融資、信用状の開設など幅広い外国為替業務を行っております。

■ 付帯業務

(代理業務) 株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構などの公的資金の代理貸付業務を行っております。日本銀行歳入代理店業務や地方公共団体の公金収納取扱業務等を行っております。

(信託代理業務) 信託とは、お客様(委託者)がお金や土地などの大切な財産を信頼できる相手(受託者)に託し、自分または他人(受益者)のために管理・運用させる制度です。受託者は委託者の定めた目的に従って信託財産を管理・運用し受益者に信託利益を交付します。

(投資信託の窓口販売業務) 投資信託は、高利回り運用が期待できる金融商品ではありますが、預金とは違い預金保険の対象ではなく元本の保証はありません。

(公共債の窓口販売業務) 利付国債・個人向け国債・地方公募債の販売を行っております。

■ お客様支援サービス

コンピュータ技術や通信ネットワークの発展を活用した各種サービスを充実して、お客様の経理事務の合理化・省力化・資金運用の効率化にお役に立てるよう積極的に取り組んでおります。

》業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。⑥及び⑧において同じ。)の売買、(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券(以下「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - ⑦ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑧ 有価証券の私募の取扱い
 - ⑨ 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人農畜産業振興機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 日本銀行
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 西日本建設業保証株式会社
 - 日本酒造組合中央会
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 公益財団法人不動産流通推進センター
 - 独立行政法人環境再生保全機構
 - 株式会社日本政策投資銀行
 - ⑩ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑪ 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - 信金中央金庫
 - ⑫ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑬ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

- ⑭ 振替業
- ⑮ 両替
- ⑯ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。⑱において同じ。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑮に掲げる業務に該当するものを除く。)
- ⑰ デリバティブ取引(信用金庫法施行規則で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理
- ⑱ 金融等デリバティブ取引(⑮及び⑯に掲げる業務に該当するものを除く。)
- ⑲ 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(⑲に掲げる業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
- ⑳ 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が⑮の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。㉑において同じ。)(⑲の業務に該当するものを除く。)
- ㉑ 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ㉒ 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の7の5第1項により行う共済募集
 - ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項に規定する信託業務
 - ④ 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - ⑤ 担保附社債信託法(明治38年法律第52号)により行う担保附社債信託業務
 - ⑥ スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - ⑦ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ⑧ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑨ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務